

秋田県立大曲農業高等学校いじめ防止基本方針

平成26年4月14日

秋田県立大曲農業高等学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校生徒がいじめを行ったり、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように啓発し、いじめを防止するための対策を取る。

(2) 教職員の役割

学校生活を有意義にするために、校内外においていじめがなく、安心して学習活動に取り組むことができるように配慮する。また、心配される生徒に関しては、担任の指導の下、保護者や関係機関等と連携を図りながら、話を進めるようにする。

2 いじめの防止等のための取り組み

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- ①学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を行い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ②いじめは決して許さないという認識を持ち、学年部と生徒指導部で連携しながら生徒の把握に努める。必要に応じて全職員で共通理解を図りながら対応する。
- ③PTA等でも、いじめを防止するための方策等協議し、いざというときに協力をしてもらえる体制を作る。
- ④携帯電話やスマートフォンを使用したインターネット上でのいじめは、様々な問題点が潜んでいるため、具体的な情報を生徒や保護者に発信して、危険性について考えさせる。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ①いじめを早期に発見するために、全校生徒に年2回アンケートを実施する。
- ②クラス担任により個人面談を行い、いじめ等の実態が無いか確認する。
- ③投書箱の設置により、悩みを抱えている生徒がいつでも相談できるようにする。
(定期的に生徒指導主事が確認する。)

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- ①いじめやその疑いのある行為を見た場合は、すぐにやめさせる。
- ②いじめに関する相談を受けた場合は、すみやかに事実を確認し、生徒指導部に連絡する。
- ③いじめをやめさせた後は、その再発防止のためにいじめを受けた生徒と行った生徒の状況をよく確認して、指導や助言にあたる。
- ④いじめを受けた生徒が安心して学習するために、必要に応じて、保護者と連携を図りながら対応する。

- ⑤いじめを見てはやしたてたり、傍観している生徒については、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ⑥いじめの当事者間における紛争を生じさせないように、保護者に説明をする。
- ⑦犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

3 重大な事態にへ対処するために

学校に設置している投書箱や年に2回実施する「いじめに関するアンケート」からいじめが確認されたときには、管理職に報告してその後の対応を考える。その後の対応には管理職の他に生徒指導主事、保健主事、養護教諭、当該学年主任、当該担任が協力して対応する。また、重大な問題が発生した場合は、管理職と十分に協議してその対応を行う。